

令和6年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託 事業者募集要項

I 事業の概要

1 委託名

令和6年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託

2 業務の目的

川崎市要支援家庭見守り体制強化事業(以下「本事業」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定する要支援児童及びその保護者等(以下「要支援家庭等」という。)の支援について、地域活動の醸成や地域団体等の活動支援を通して地域の見守り体制を構築し、地域社会全体で要支援家庭を支える体制を強化することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 地域活動の醸成
- (2) 地域団体等の活動支援
- (3) 要支援家庭等の把握
- (4) 要支援家庭等への支援

4 履行期間

令和6年4月1日(予定)から令和7年3月31日まで

5 業務内容

別紙1「令和6年度要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)によります。

6 参考価格(消費税及び地方消費税を含む)

10,021,999円(うち消費税及び地方消費税 911,090円)

II 募集の手続き

1 スケジュール（時間や手続き等の詳細はII 2 以下を確認すること）

(1) 参加意向申出書の受付	令和6年1月22日（月）～令和6年2月2日（金）
(2) 質問受付期間	令和6年2月5日（月）～令和6年2月9日（金）
(3) 質問に対する回答	令和6年2月13日（火）
(4) 企画提案書の受付期間	令和6年2月14日（水）～令和6年2月21日（水）
(5) 選考委員会 （プレゼンテーション）	令和6年2月28日（水） ※時間等詳細については、別途お知らせします。
(6) 結果通知	令和6年3月中旬（予定）
(7) 契約日	令和6年4月1日（月）（予定）

2 参加意向申出書の提出

(1) 参加者の資格要件

本事業に関する募集に応募することができる事業者は次の要件を全て満たすものとし
ます。

ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99その他業務」に登
載されていること。

※ 登載がない場合でも、参加意向申出書の提出時点で当該業種の登録を申請しかつプロポ
ーザル評価委員会で審査を行う時点までに登載される見込みである場合には、応募する
ことを可能とします。ただしこれらを満たさない場合には提案資格を喪失することとし
ます。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 法人格を有する団体であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立または民事再生
法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

キ 団体及びその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ク 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、
暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2
項の規定に違反しないこと。

(2) 提出書類

本事業の受託を希望する者は、次の書類について各1部ずつを提出してください。

ア 参加意向申出書（様式1）【原本】

代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

イ 誓約書（様式2）【原本】

ウ 事業者の概要（任意様式）

※チラシ、パンフレット等事業者の事業内容が分かる資料で可

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

ア 持参の場合

II 1 1に記載の担当者に事前連絡の上、持参してください。

(ア) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

(川崎市役所本庁舎15階)

(イ) 提出期限

a 日にち

令和6年1月22日（月）～令和6年2月2日（金）（閉庁日は除く）

b 時間

9時から17時まで

イ 郵送の場合

簡易書留等、配達記録が残る方法により送付してください。

(ア) 郵送先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当 中島宛

(イ) 提出期限

令和6年1月22日（月）～令和6年2月2日（金）（必着）

(4) 提案資格確認結果通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、審査終了次第「提案資格確認結果通知書」を電子メールで送付します。

3 質問の取扱い

(1) 質問方法

質問書（様式3）により電子メールで下記担当者まで送信してください。電話・FAX等の他の媒体での質問受付はいたしません。

本市が受領を確認次第、参加意向申出書記載のメールアドレス宛に受付した旨のメールを返信いたしますので、そのことをもって質問受付が完了したとみなします。

なお、メールの件名は、「質問書の送付（令和6年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託）」としてください。

○質問書の送付先

E-mail 45zidoka@city.kawasaki.jp 担当者 中島

(2) 受付期間

令和6年2月5日（月）9時～令和6年2月9日（金）17時（必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月13日（火）17時までに提案資格確認者全員に一斉に電子メールで送信します。なお再質問は受付いたしません。

4 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、提案資格要件の確認後、次の書類を提出してください。

ア 企画提案書

企画提案書は、（様式4）により提出してください。

イ 企画提案書類（プレゼンテーション用）

- ・企画提案書（様式4）のほか、企画提案書類（プレゼンテーション用）を提出してください。書式については、任意の書式としますが、サイズは、A4横で作成してください。
- ・構成については、別紙2「令和6年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託 評価基準・採点表」（以下「評価基準表」という。）を参照し、評価項目（1（1）から4（1）までの計14項目）の標題の順番どおりに記載し、項目ごとの説明を記載した提案書を作成してください。

ウ 見積書（様式5）、積算内訳書（様式指定なし）

- ・見積書については、様式5を使用してください。
- ・仕様書に基づき、I 6の参考価格の範囲内で見積書を作成してください。
- ・本業務に係る経費（職員の人件費、通信費、備品費、消耗品費、旅費、役務費等）は受託者負担とします。
- ・契約金額は、見積書に記載の金額に10／100に相当する金額を加算した額となります。そのため、消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、見積金額は事業に関わる経費として積算した金額の100／110に相当する金額（税抜金額）を記載してください。
- ・代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

(2) 企画提案書等（プレゼンテーション用を含む）の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。

イ 提出された提案書類は返却しません。

- ウ 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とします。
- エ 提出書類は、本事業の受託候補者特定のための評価以外に参加者に無断で使用しません。
- オ 提出書類は、法令等に基づき公開することがあります。
- カ 本市で要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(3) 提出方法

電子データ (PDF 形式) を電子メールで下記担当者まで送信してください。

本市が受領を確認次第、参加意向申出書記載のメールアドレス宛に受付した旨のメールを返信いたしますので、そのことをもって提案書受付が完了したとみなします。

なお、メールの件名は、「企画提案書類の送付 (令和6年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託)」としていただき、容量過多等の理由によりメールでの送付が困難な場合には、II 1 1 に記載の担当者に御相談ください。

○送付先

E-mail 45zidoka@city.kawasaki.jp 担当者 中島宛

○送付データ

- 1 企画提案書 (様式4)
- 2 企画提案書類 (プレゼンテーション用・様式指定なし・A4横)
- 3 見積書 (様式5)
- 4 積算内訳書 (様式指定なし)

5 選考委員会 (プレゼンテーション) について

(1) 開催予定日時

令和6年2月28日 (水)

※時間等詳細については、提案者が確定した後、速やかにお知らせいたします。

(2) 開催場所 (予定)

川崎市役所本庁舎会議室で開催予定

(3) 審査方法及び受託候補者の特定方法

ア 公募型プロポーザル方式による評価を行います。

イ 本案件のプロポーザル評価委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑を基に審査を実施し、受託候補者を特定します。

ウ 審査は、別紙2「評価基準表」に基づき、評価委員が項目ごとに数値化して採点を行います。

エ 受託候補者の特定については、次のとおりとします。

(ア) 全委員の総合評価点の合計点が高い事業者

(イ) 総合評価点の合計点最も高い事業者が複数の場合 (同点の場合) は、次の方法で選定します。

- a 1位の総合評価点をつけた委員の数が最も多い事業者

- b aにより決定できない場合、見積金額が低い事業者
 - c bにより決定できない場合、くじ引きにより決定
- (ウ) (ア)、(イ)によらず全委員の総合評価点の平均点が「60点未満」であった場合は、特定しません。

(4) プレゼンテーションについて

- ア 企画提案資料の説明（プレゼンテーション）を15分程度で行ってください。その後、約15分間質疑応答を行います。
- イ 出席者は、各事業者4名以内とします。
- ウ 会場にモニター（HDMIケーブル付）を設置しますので、提案者が持参したパソコン等をモニターに接続し、プレゼンテーションを行っていただきます。

6 審査結果の通知

審査結果は、各参加者の参加意向申出書に記載のメールアドレス宛に、結果通知書を送信します。（令和6年3月中旬頃に送信予定）

なお、審査結果等について、電話及び電子メール等での問合せには応じられませんので御了承ください。

7 契約の締結

審査結果通知後、特定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書等を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

8 辞退

- (1) 辞退をする場合は速やかに連絡の上、書面により申し出てください。
- (2) 契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げで採択するものとします。

9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案資格確認通知発出後に、本募集要項「Ⅱ 2 (1) 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

10 その他

- (1) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。
- (2) 企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。
- (3) 契約書の作成 要

- (4) 前払金 否
- (5) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。
- (6) 当該選定結果の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。
- (7) 当該委託料については、地方自治法施行令第162条第6号及び川崎市金銭会計規則第98条第8号の規定を適用し、概算払とします。

11 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 [事業調整]

川崎市役所本庁舎15階

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2693

E-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp

担当者：中島